

## かがやき園通所介護利用 日常生活支援総合事業利用契約書

契約者と田方福祉株式会社（以下「事業者」という。）は、契約者がかがやき園デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において、事業者からの提供される日常生活支援総合事業（指定を受けた事業に限る）及び通所介護サービス（以下総合事業及び通所介護サービスという）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

### 第一章 総則

#### 第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の生活機能の維持又は向上をめざして支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める総合事業及び通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する総合事業及び通所介護サービスの内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「個別介護計画」という。）は、別紙『(重要事項説明書)』に定めるとおりとします。

#### 第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援・要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

#### 第3条 個別介護計画の決定・変更

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の個別介護計画を作成するものとします。
- 2 サービスの提供時間や回数や程度、実施内容等については、前項の個別介護計画に定めます。ただし、契約者の状態の変化、個別介護計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- 3 事業者は、契約者に係る個別介護計画が作成されていない場合でも、個別介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅支援事業者等を紹介する等、個別介護計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 4 事業者は、個別介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 5 事業者は、契約に係る個別介護計画が変更された場合、又は契約者若しくは

その家族等の要請に応じて、個別介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、個別介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、個別介護計画を変更するものとします。

- 6 事業者は、個別介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

#### 第4条（介護保険給付対象のサービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、日常生活上の支援及び機能訓練を提供するものとします。

#### 第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する総合事業及び通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は介護保険給付対象外のサービスとして、総合事業及び通所介護サービスにおいて利用者の希望により教養娯楽費や身の回り品として日常生活に必要なもののサービスを提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対しても分かりやすく説明するものとします。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

#### 第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が総合事業及び通所介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払を受けます。
- 2 契約者は要支援・要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険法に基づく負担割合）を事業者を支払うものとします。  
但し、契約者がいまだ要支援・要介護認定を受けていない場合及び個別介護計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要支援・要介護認定後又は個別介護計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 介護保険の利用形態によっては1月の利用料金が月額定額となっている場合があります。月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下の各号に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。
  - 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
  - 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
  - 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- 4 月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの

- 単価に基づいて利用料を計算します。
- 5 第5条第1項及び第2項に定めるサービスについて、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとしします。
  - 6 前項の他、契約者は食事の提供にかかる費用と等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとしします。  
日常生活に必要なものとは下記に列挙するものとする  
一 削除
  - 7 前4項に定めるサービス利用料金は1カ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月28日までに支払うものとしします。

#### 第7条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、利用期日前において、サービスの利用を中止、変更することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者に申し出るものとしします。
- 2 事業者は、契約者の体調不良や状態の改善等により個別介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は個別介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、利用料金の日割りでの割引又は増額はしません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとしします。

#### 第8条（利用料金の変更）

- 1 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとしします。
- 2 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第三章 事業者の義務

#### 第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとしします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとしします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとしします。
- 4 事業者は、契約者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとしします。

- 5 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

#### 第 10 条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者は又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

### 第四章 契約者の義務

#### 第 11 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要がある場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

### 第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

#### 第 12 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。  
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

#### 第 13 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

#### 第 14 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

### 第六章 契約の終了

#### 第 15 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - 一 契約者が死亡した場合
  - 二 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
  - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - 五 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - 六 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### 第 16 条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するも

- のとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を即時に解約することができます。
    - 一 第8条第2項により本契約を解約する場合
  - 3 契約者は、下記の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
    - 二 契約者が入院した場合
    - 三 契約者に係る居宅介護計画（ケアプラン）が変更された場合

#### 第17条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は重大な過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷付ける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### 第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を全部又は一部解除することができます。

- 一 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による第6条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが2カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### 第19条（契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効）

第16条から第18条により、本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

#### 第20条（精算）

第15条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担して

いるときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

## 第七章 その他

### 第21条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

### 第22条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

## かがやき園デイサービス重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定及び  
総合支援事業の指定を受けています。  
(熊本県指定 第 4370201610 号)

当事業所は、ご契約者に対して指定通所介護サービス、日常生活支援総合事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	6

### 1. 事業者

- |           |               |
|-----------|---------------|
| (1) 法人名   | 田方福祉株式会社      |
| (2) 法人所在地 | 熊本県八代市通町8番30号 |
| (3) 電話番号  | 0965-30-0125  |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 田方 小百合  |
| (5) 設立年月日 | 平成18年12月 5日   |

### 2. 事業所の概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護事業所<br>平成18年12月22日指定<br>熊本県 437020161 号<br>日常生活支援総合事業<br>(第一号通所事業 (旧予防通所介護相当サービス)) |
|------------|--|

#### (2) 事業所の目的

当事業所は生活相談員、介護職員及び看護職員等の従業者（以下、「職員」という。）が社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の心身的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定総合事業及び指定通所介護を提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 かがやき園デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 熊本県八代市通町8番30号
- (5) 電話番号 0965-30-0125
- (6) 事業管理者氏名 松田 裕文
- (7) 当事業所の運営方針

要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介助など、日常生活上必要な機能訓練を行う。本事業所の実施においては、関係市町村及び、地域の保険・医療・福祉サービスを提供する者と緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

- (8) 開設年月日 平成18年12月22日
- (9) 利用定員 55人

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 八代市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8時～17時30分
サービス提供時間	9時～16時10分

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定（介護予防）通所介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種		
1. 管理者	1名	
2. 生活相談員	1名	
3. 介護職員	6名以上	
4. 看護職員	1名以上	
5. 機能訓練指導員	1名以上	

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 生活相談員	勤務時間 8:00～17:30 利用の受け入れ、相談
2. 介護職	毎日 入浴・排泄・食事などの日常生活の支援
3. 看護職	毎日 健康管理、必要時の処置、その他の医療行為
4. 機能訓練指導員	毎日 個別介護計画に基づく訓練

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

### (1) 介護保険の給付の対象となすサービス（契約書第4条参照）

＜サービスの概要＞

☆ 共通的服务

#### ① 入浴

- ・ 入浴の介助を致します。車椅子の方や自立歩行が困難な方も、機械浴槽を使用して入浴する事もできます。

#### ② 食事

- ・ 食事の準備・介助を行います。

#### ③ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

#### ④ 送迎サービス

- ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通所の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

☆ 選択的サービス

#### ① 運動器機能向上サービス

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、運動器の機能向上のための訓練を実施します。

＜サービスの利用頻度＞

利用する曜日や内容等については、個別介護計画に沿いながら、ご契約者と協議の上決定し、個別介護計画に定めます。

但し、契約者の状態の変化、個別介護計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

＜サービス利用料金（1回あたり）＞（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護・要支援サービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

### ① 通所介護サービス

☆ 基本時間（7時間～8時間未満の場合）令和5年4月1日～

☆ 負担割合1割の場合、（通常9時～16時10分利用時間となります）

要介護度	通常規模型
要介護1	658円
要介護2	777円
要介護3	900円
要介護4	1023円

要介護 5	1148 円
-------	--------

☆ 加算

個別機能訓練加算Ⅰ 1	56 円/1 日
個別機能訓練加算Ⅰ 2	76 円/1 日
入浴介助加算Ⅰ	40 円/1 日
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×8%
機能訓練加算Ⅱ	20 円/月
科学的介護推進体制加算	40 円/月
サービス提供体制加算Ⅲ	6 円/1 日

☆ 減算

利用者の住居と同一建物に所在する事業所に対する減算 ※対象者については介護保険法にもとづく	-94 円/1 日
利用者に対して、その居宅と指定通所事業所との間の送迎を行わない場合。	片道につき -47 円/1 日

②総合支援事業（第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

要支援 1（通所介護独自サービス 1）、要支援 2（通所介護独自サービス 2）

☆負担割合 1 割の方

☆ 基本サービス

要支援 1	1798 円
要支援 2	3621 円

☆ 加算

	“

① ②共通

介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×80/1000
同一建物減算（独自サービスⅠⅡ）	Ⅰ-376 円 Ⅱ-752 円

- ご契約者がまだ要介護・要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた

後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- 介護度に変更があった場合、変更された介護度の給付額に合わせて、ご契約者の負担を変更します。

#### （2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条）

- 昼食

昼食代として一回の利用につき500円お支払いいただきます。

#### （3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ア. 下記の口座への振込み  
                    銀行            支店            普通預金
- イ. 金融機関口座からの自動引き落とし
- ウ. 窓口支払い

#### （4）利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、（介護予防）通所介護サービスの利用を中止又は変更もしくは、新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 6. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 松田 裕文

生活相談員 松永 伸介

○受付時間

毎週月曜日～日曜日

8：00～17：30

また、苦情受付ボックスを当事業所の事務所に設置しています。

### （2）行政機関その他苦情受付機関

八代市高齢者支援課	所在地 電話番号 F A X 受付時間	熊本県八代市松江町1-25 0965-33-4436 0965-33-8983 9：00～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 F A X 受付時間	熊本県熊本市健軍1丁目18番7号 096-214-1101 096-214-1105 9：00～17：00
熊本県社会福祉協議会	所在地 電話番号 F A X 受付時間	熊本県熊本市南千反畑町3番7号 096-324-5454 096-355-5440 9：00～17：00

## 7. ハラスメント防止対策について

当事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働ける労働環境を築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

② 事業所内において優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

（1）身体的な力を使って職員に危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

（2）職員個人の尊厳や人格を言動によって傷つけ、おとしめる行為

（3）職員の意に沿わない性的言動、好意的態度の要求、又はいやがらせ行為

上記内容は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその関係者等が対象となります。

② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同じ事案が発生しない為の再発防止策の検討、実施します。

- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修等を実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階・地下1階
- (2) 建物の延べ床面積 17,820㎡
- (2) 事業所の周辺環境

八代インター、八代駅より車で7分の所に位置しており、八代市街中心に立地して、市役所、郵便局、病院等も近くにあり、安心して生活できる環境にあります。また、徒歩で3分の所にアーケードがあり、交通の便も良く地域の中に密着した施設となっております。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

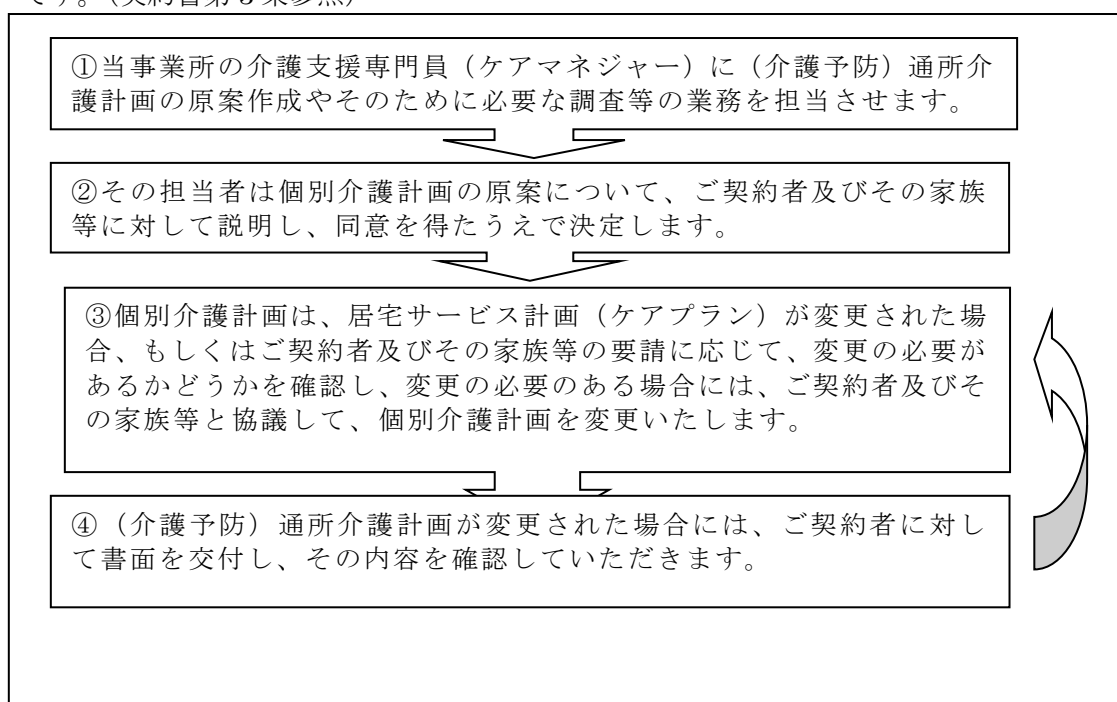
**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

**看護職員**…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。

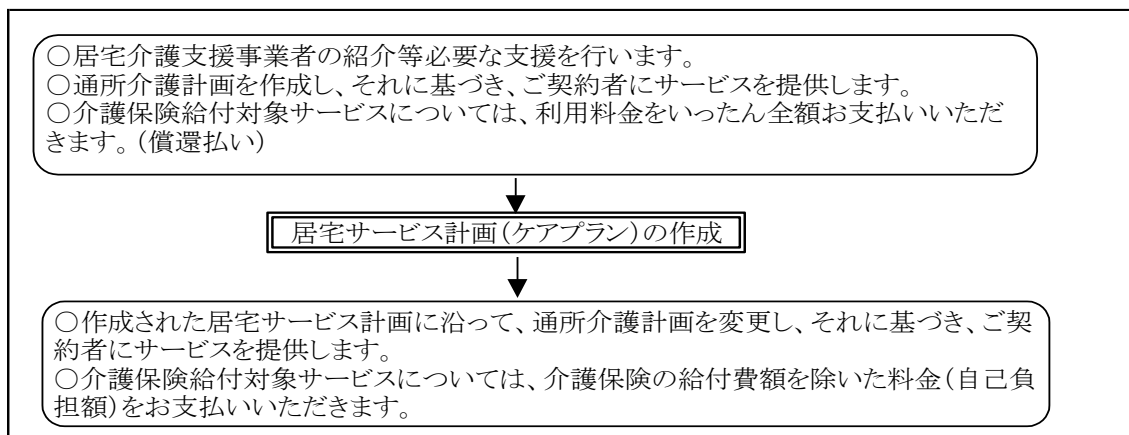
### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「(介護予防)サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「(介護予防)通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

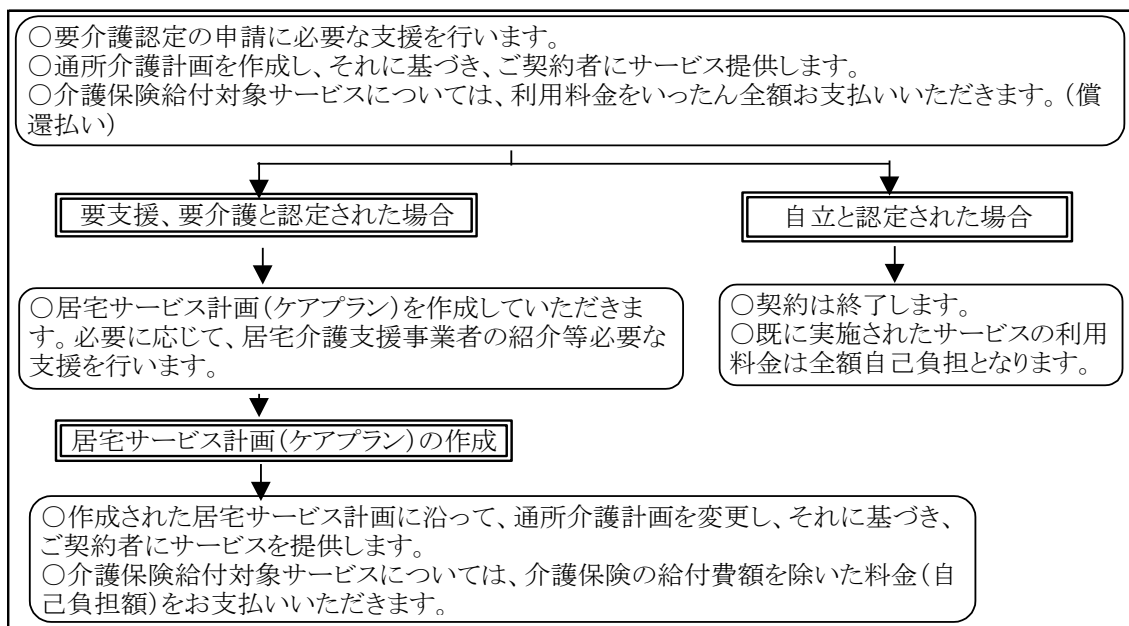


(2) ご契約者に係る「居宅介護計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護・要支援認定を受けている場合



②要介護・要支援認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ⑤ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、保存期間はサービス完

結の日から5年間保管する。

④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## 5. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第11条参照)

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 6. 損害賠償について (契約書第五章参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護・要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第六章参照)

①ご契約者が死亡した場合

②要介護・要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合

③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

**(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）**

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の最大7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「(介護予防) サービス計画 (ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める(介護予防) 通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

**(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）**

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

**(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第15条参照）**

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

# 通所介護利用 総合事業利用同意書

かがやき園デイサービスセンターを利用するにあたり、通所介護利用及び総合事業契約書並びに重要事項説明書の内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で契約を締結します。

令和 年 月 日

<事業者> 住 所 熊本県八代市通町8番30号  
事業者名 田方福祉株式会社  
代表者氏名 代表取締役 田方 小百合 印

かがやき園デイサービスセンター  
説明者職名 生活相談員 氏名 印

<利用者> 住 所  
(契約者) 氏 名 印

<家族代表者> 住 所  
氏 名 印

<保証人> 住 所  
氏 名 印

## <高齢者のリスクについて>

当施設では利用者が快適な入居生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解ください。

※ご確認いただきましたら、ご署名・捺印をお願い致します。

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります
- 当施設は原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性が  
あります
- 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態に  
あります
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下し、誤嚥・誤飲・  
窒息死の危険性が高い状態にあります
- 誤嚥・誤飲について、緊急を要する処置の一環として、田方福祉㈱職員が痰の  
吸引を行う事があります
- 加齢や脳・心臓等の疾患により、急変される場合もあります
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設の判断で緊急に病院へ搬送を行う  
ことがあります
- 上記のような疾患により急変・急死される場合もあります

このことは、ご自宅でも起こりうることでありますので、十分ご留意いただきますよう  
お願い申し上げます。

なお、説明でわからないことがありましたら、遠慮なくお尋ねください。

※退居後再入居される場合、または当施設を利用の間は本同意書を有効とします

田方福祉株式会社  
住宅型有料老人ホーム かがやき園  
代表取締役 田方 小百合 殿

上記について理解した上、同意致します。

令和 年 月 日

同意者： \_\_\_\_\_ 続柄（ \_\_\_\_\_ ）印

説明者： \_\_\_\_\_ 印

## 個人情報保護に対する基本方針

田方福祉株式会社（以下、「株式会社」という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

当株式会社が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

### 記

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託
  - ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
  - ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
  - ③ 当株式会社が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。
2. 個人情報の安全性確保の措置
  - ① 当株式会社は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
  - ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、当株式会社内において規程を整備し安全対策に努めます。
3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除等への対応

当株式会社は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、こちら（個人情報相談窓口電話 30-0125 田方・渡邊奈々）までお問い合わせ下さい。
4. 苦情の処理

当株式会社は、個人情報取扱に関する情報に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。

平成24年11月1日  
田方福祉株式会社  
代表取締役 田方 小百合

## 個人情報保護の利用目的

田方福祉株式会社では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 1. 施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
  - ・ 入退所等の管理
  - ・ 会計、経理
  - ・ 介護事故、緊急時等の報告
  - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### 2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ・ その他の業務委託
  - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
  - ・ 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
  - ・ 保険事務の委託（一部委託含む）
  - ・ 審査支払い機関のレセプトの提出
  - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出簿

### 【上記以外の利用目的】

#### 1. 施設内部での利用に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
  - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
  - ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
  - ・ 施設において行われる事例研究

#### 2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち
  - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

平成24年11月1日  
田方福祉株式会社  
代表取締役 田方 小百合

## 個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、私（ ）および代理人（ ）は、田方福祉株式会社 が、私および身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

### 1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

### 2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

### 3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

年 月 日

本人 住所.....  
(利用者)

氏名.....印

代理人 住所.....

氏名.....印

続柄(利用者との関係).....